

各務原市住民主体の支え合い活動支援事業補助金交付要綱

(平成29年7月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、住民主体による生活支援又は介護予防に資する活動に取り組む団体に対してその取組を支援するため、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁。以下「実施要綱」という。）第3条に規定する一般介護予防事業のうち地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援並びに実施要綱第6条第1項第3号に規定する補助として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他市長が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）は、補助事業者となることができない。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、市社協又は次項に掲げる要件を満たす市社協が適当と認める団体（暴力団を除く。以下「間接補助事業者」という。）、特定非営利活動法人その他市長が認める者が行う別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）の必要な経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 前項に規定する間接補助事業者、特定非営利活動法人その他市長が認める者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 構成員の過半数が市内に在住し、又は在勤していること。

(2) 主な活動拠点が市内であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業単位ごとに、補助対象経費から収入額を控除した額に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、

補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条第1項の申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 生活支援サービス事業概要書(様式第1号)又はミニデイサービス事業概要書(様式第2号)

(2) 従事者名簿

(3) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付の決定をする場合に付する条件は、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、補助事業者が、間接補助金(間接補助事業者への補助金をいう。以下同じ。)の交付に際し、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付することとする。

(1) 間接補助事業者が間接補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

(2) 間接補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(書類、帳簿等の保存期間)

第7条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月15日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市住民主体の支え合い活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業	内容	補助対象経費	上限額	補助率
1 生活支援サービス事業	居宅要支援被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。）第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。） 、事業対象者（実施要綱第5条第1号に規定する事業対象者をいう。以下同じ。）等に対して、家事援助、営繕等の生活支援を行う事業	事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、備品購入費、修繕費、保険料、使用料、賃借料その他市長が特に必要と認めるもの	1年度につき、24万円	10分の10
2 ミニデイサービス事業	第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）等に対して、介護予防に資する住民主体の通いの場づくりを行う事業で次の要件を満たすもの。 <u>ただし、感染症のまん延又は自然現象による災害の発生により、事業の規模を縮小して行うことが公益性が高いと市長が認めたと</u> <u>きは、当該要件の範囲内で市長が定める要件とする。</u> （1）おおむね週1回以上実施するもの （2）1回の所要時間が2時間以上であるもの	事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、備品購入費、修繕費、保険料、使用料、賃借料、講師謝礼その他市長が特に必要と認めるもの	1年度につき、36万円	10分の10
3 生活支援サービス事業（間接補助）	市社協が、1の項の事業を行う間接補助事業者に対して、当該事業を行うために必要な経費を助成する事業	間接補助事業者が行う1の項の事業の実施に必要な同項に定める補助対象経費に係る間接補助金	1年度につき、1の項の事業を行う1間接補助事業者当たり同項に定める上限額	10分の10
4 ミニデイサービス事業（間接補助）	市社協が、2の項の事業を行う間接補助事業者に対して、当該事業を行うために必要な経費を助成する事業	間接補助事業者が行う2の項の事業の実施に必要な同項に定める補助対象経費に係る間接補助	1年度につき、2の項の事業を行う1間接補助事業者当たり同項に定める上限額	10分の10

金

様式第1号（第5条関係）

生活支援サービス事業概要書

ふりがな			
団体名 (間接補助事業者名)			
事務所の所在地			
ふりがな	代表者の 電話番号		
代表者名			
構成員数	活動地域 (～町)		
活動曜日	活動時間	時 分～	時 分
提供できる家事援助、営繕等生活支援の内容			
補助対象事業以外の団体の活動			

【3 生活支援サービス事業（間接補助）を実施する場合のみ記入】

間接補助事業者が行う生活支援サービス事業の経費及び財源計画

財 源 区 分	収入科目	金額	経 費 区 分	支出科目	金額	
		円				円
		計				計

様式第2号（第5条関係）

ミニデイサービス事業概要書

ふりがな			
団体名 (間接補助事業者名)			
事務所の所在地			
ふりがな		代表者の 電話番号	
代表者名			
構成員数		活動地域 (～町)	
回数	回／週	活動時間	時 分～ 時 分
運動、体操、レクリエーション等介護予防に資する内容			
補助対象事業以外の団体の活動			

【4 ミニデイサービス事業（間接補助）を実施する場合のみ記入】

間接補助事業者が行うミニデイサービス事業の経費及び財源計画

財 源 区 分	収入科目	金額	経 費 区 分	支出科目	金額	
		円				円
		計				計